

記載例（特許・実用新案・意匠）

様式第1-1（特許、実用新案、意匠及び商標（冒認対策商標以外）の申請用）

平成30年〇月〇日

公益財団法人大阪産業振興機構
理事長 津組 修 様

登記簿謄本（全部事項証明書）に記載の住所、貴社名称、代表者様の役職・氏名をご記入ください。

申請者 住所 大阪府大阪市中央区〇-〇-〇
名称 株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

印

平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
（中小企業等外国出願支援事業）
間接補助金交付申請書

本年度の年号を忘れず
にご記入ください。

代表者印
（会社実印）

中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第6条第1項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱（中小企業等外国出願支援事業）（平成29年3月28日付け20170310特第5号）及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）（平成30年3月29日付け20180320特第2号）の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別（いずれかに○）

<input type="radio"/>	①法人
<input type="checkbox"/>	②個人事業者
<input type="checkbox"/>	③事業協同組合等
<input type="checkbox"/>	④商工会、商工会議所
<input type="checkbox"/>	⑤NPO法人

2. 申請者の概要

資本金	従業員数	法人番号	業種
10,000,000 円	24 人	1234567890123	プラスチック製品製造業

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

【確認事項（□にチェック）】

必ず内容を確認し、チェックを入れてください。

- 大企業は実質的に経営に参画していない（みなし大企業に該当しない）ことに相違ない。
※大企業が実質的に経営に参画とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。
- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している。
 - ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している。
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている。

3. 申請案件種別（いずれかに○）

（外国出願）

<input type="radio"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

（参考：国内出願）

<input type="radio"/>	①特許出願
<input type="checkbox"/>	②実用新案登録出願
<input type="checkbox"/>	③意匠登録出願
<input type="checkbox"/>	④商標登録出願

国内出願の種別についても忘れずにご記入ください。

4. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
○	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

一桁目が0の場合も省略せずにご記入ください

5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

日本国出願番号	特願○○○○-○○○○○○○	出願日	20○○年○月○日
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ	PCT/JPO○○○/○○○○○○○	出願日	20○○年○月○日
ハーグ協定に基づく 国際登録番号		国際登録日	
出願人	株式会社○○○		
登録番号		登録日	
権利者			
発明・商標等の名称	○○装置		
発明・商標等の内容	○○装置とは…（出願内容を簡潔に記載）		

日本への基礎出願が登録を受けている場合は、「登録番号」及び「登録日」をご記入ください。（登録番号、登録日が確認できる書類を併せてご提出ください）

※「4.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。

※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

※「4.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「5.」の記入は不要です。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

6. 外国特許庁への共同出願の有無

有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>
---	--------------------------	---	-------------------------------------

（有の場合）

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	〇〇装置	5の「発明・商標等の内容」と同じ内容でも、省略せずにご記入ください。
発明・商標等の内容	〇〇装置とは…（出願内容を簡潔に記載）	
出願人	株式会社〇〇〇	全ての発明者を記入ください
発明者等	〇〇 〇〇、〇〇 〇〇	
出願（予定）国	米国、中国、タイ	ハーグの場合は、「ハーグ（国名）」とご記入ください
出願スケジュール	2018年11月上旬に米国へ出願予定 2018年11月下旬に中国へ出願予定 2018年10月下旬にタイへ出願予定	審査請求制度がある場合は必ずご記入ください。（※出願と同時に行う審査請求に係る費用は対象となります。）
審査請求スケジュール（審査請求制度があるもののみ）	<input checked="" type="checkbox"/> 出願と同時（同日）（注1）に行う <input type="checkbox"/> 移行国の期限内に行う <input type="checkbox"/> 日本の審査を待ち、審査請求を行う <input type="checkbox"/> その他（ ）	
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	米国：米国の現地特許制度に合わせて、自発補正書により、マルチマルチクレーム補正を行う。	基礎出願に補正を行って外国出願する場合は、この欄に補正（変更）内容を必ずご記入ください。 ※変更には現地制度に合わせた補正（マルチマルチクレーム補正など）も含まれます。 この欄に記載なく補正があった場合は互助対象外となる場合がございます。

※「出願人」及び「発明者等」の欄には、出願人及び発明者等の氏名を記入してください。
 ※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入」の欄には、国内出願の内容を補正し、商標の外国特許庁への直接出願する場合、種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）
 ※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。
 ※「4.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

（注1）同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

8. 間接補助金交付申請額

996,000円

同じ金額(助成対象経費の1/2の額。1,000円未満は切り捨て)をご記入ください。

(内訳)

(単位：円)

国内代理人（弁理士）発行の見積書の金額を転記してください。

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
米国	79,357	164,184	183,600	457,000	884,141
中国	90,510	102,950	183,600	291,000	668,060
タイ	1,650	151,800	183,600	145,000	482,050
外国出願経費合計	171,517	418,934	550,800	893,000	2,034,251
助成対象経費	171,517	418,934	510,000	893,000	1,993,451
持ち分に応じた対象経費					
間接補助金申請額					996,000

消費税等を除いた助成対象経費をご記入ください。

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

9. 外国特許庁への出願の動機・目的

※外国への権利取得の動機、事業の目的（模倣品対策、技術保護だけではなく出願予定国において事業を行う目的）をご記入ください。
（内容が国ごとに異なる場合は、国ごとにご記入ください。）
※今回、企業として初めて外国出願を行う場合は、その旨も記載してください。
（審査会での加点要素となります。）

10. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

※出願国ごとに、市場ニーズ・市場規模、海外展開形態（製品輸出・現地法人での生産・現地企業によるライセンス生産等）、事業展開計画や進捗状況（推進体制や推進スケジュールを含む。）、予想される売上高・利益額について、なるべく具体的にご記入ください。
（本項目は、事業展開計画に関する審査基準項目となります。）

11. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

※当該権利を活かした製品の用途・使用方法等を記載してください。

12. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

※調査結果、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等を必ずご記入ください。
※別途ご提出いただく「先行・類似調査の結果」資料の概略をご記入ください。
※調査の結果、権利取得が困難と考えられる場合は、対応策を必ず記載してください。
（本項目は、権利取得可能性に関する審査基準項目となります。）

13. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

【国内】

・「〇〇〇〇（発明の名称）」特願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇 出願日 20〇〇年〇月〇日
特許第〇〇〇〇〇〇号 登録日 20〇〇年〇月〇日

【海外】

・アメリカ

・「〇〇〇〇（発明の名称）」 〇〇/〇〇〇,〇〇〇 出願日 20〇〇年〇月〇日

※多数ある場合、主な実績・状況や近年に実績・状況のみをご記入ください。

14. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

事務所名：	特許業務法人 ○○特許事務所
所在地：	大阪府大阪市北区○-○-○
代表者：	○○ ○○
担当弁理士：	○○ ○○
連絡先：	00-0000-0000
Eメール：	○○○@××××.jp

(選任代理人による本事業への協力に関する承諾状

※代表者と担当弁理士が同じ場合もそれぞれに氏名をご記入ください。
 ※電話番号とEメールは必ずご記入ください。
 ※代理人に依頼しない場合は、「選任代理人に依頼する場合と同様の書類を自らの責任で（公財）大阪産業振興機構あてに提出できる」旨を記載ください。

15. 間接補助事業に関する公表の可否（いずれかに○）

可	<input type="radio"/>	不可	<input type="radio"/>
不可を選択した場合にはその理由			

※交付の決定を受けた場合、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について、補助事業者が運営するホームページ等で公表されます。また、経済産業省の判断により、交付決定金額や採択件数についても公表される可能性があります。

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有	<input type="radio"/>	無	<input type="radio"/>
---	-----------------------	---	-----------------------

(有の場合その内容)

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）の制度を利用する場合に記載してください

補助事業者名 (自治体等)	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
対象となる案件 の出願番号	特願○○○○-○○○○○○○、PCT/JP○○○○/○○○○○○○
出願国	欧州
助成制度の内容	中小企業等外国出願支援事業（本申請案件とは別の案件を申請予定）

17. 確認事項（□にチェック）

必ずすべての項目を確認し、チェックを入れてください

- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第1条に定める事項（様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第2条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならない場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条（4）及び第2条に定める事項（補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）、採択案件の査定状況報告書の提出に対する協力）について確認した。
- 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条（5）に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。
- 添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

18. 担当者及び連絡先

担当者（職名及び氏名）	知的財産課 課長 ○○ ○○		
電話番号	○○-○○○○-○○○○	メールアドレス	○○@××××.jp

- ・本件に関してご連絡を差し上げる場合がありますので、ご担当の方のお名前とご連絡先を記入してください。

申請日以前であること

様式第1-1の別紙第1 (選任代理人に依頼しない場合は不要)

平成30年〇月〇日

株式会社〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

(申請者)

申請者企業名を記載

選任代理人 住所 大阪府大阪市北区〇-〇-〇

名称 特許業務法人 〇〇特許事務所
〇〇 〇〇

印

代表者印
(会社実印)

年度を2
箇所にご
記入くだ
さい

平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)への
協力承諾書

平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業等外国出願支援事業)間接補助
金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾い
たします。

記

協力事項

1. 外国出願完了後の補助事業者宛ての実績報告における下記書類の提出

(1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類

①外国特許庁からの出願受理通知書等(出願日・出願番号記載のもの)

※ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願(ハーグ出願)の場合

<国際事務局(WIPO)に直接提出した場合>

①「ACKNOWLEDGEMENT OF RECEIPT THROUGH E-FILING」等

②国際事務局(WIPO)発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)

<日本国特許庁を通じて提出した場合>

①意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく共通規則第13規則

(1)に基づく日本国特許庁発行の通知

(ハーグ出願の願書【DM/1】及び付随書類を含む)

②国際事務局(WIPO)発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)

※マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願(マドプロ出願)の場合

①日本国特許庁長官発行の商標法第68条の3第3項に基づく通知

(マドプロ出願の願書【MM2】及び付随書類を含む)

なお、事後指定の場合は、マドプロ出願の願書【MM4】のみで可

②国際事務局(WIPO)発行の「国際登録証明書」(CERTIFICATE OF REGISTRATION)

(2) 外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類

①現地代理人からの請求書(銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの)

②現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書

③送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表

※現地通貨で立替えた経費で、現地代理人が送金を希望する他の通貨に換算して請求し
ている場合は、根拠となる参考レート

④外国特許庁への出願手数料(オフィシャルフィー)のエビデンス(領収書、料金表
等)

⑤その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス(請求書、領収書等)

⑥「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算(2)(イ)経費の内訳」における
経費区分ごとに出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※発行する請求書には、国内代理人費用、現地代理人費用（外国特許庁費用（オフィシャルフィー等）・現地代理人手数料等（サービスフィー等）別に記載）、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、現地代理人への支払いの際に使用した為替レート（1\$=〇円等）も記載すること。

※交付決定を受けた申請者の選任代理人が、同申請者の代表者に対して、選任代理人が仲介した現地代理人からの請求内容を確認し、様式第1-1の別紙第2（証明書）を提出する場合は、上記の③・④の提出は不要とする。

※ハグ出願の場合

- ①国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等
- ②国際事務局（WIPO）発行の国際手数料の領収書（QUITTANCE/RECEIPT）
- ③その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）
- ④「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算（2）（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※発行する請求書には、国内代理人費用、外国特許庁費用、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、国際事務局（WIPO）への送金の際の為替レート（1CHF=〇円等）も記載すること。

※マドプロ出願の場合

- ①国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等
- ②国際事務局（WIPO）発行の国際手数料の領収書（QUITTANCE/RECEIPT）
- ③その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）
- ④「実績報告書」の「2. 間接補助事業の収支決算（2）（イ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※発行する請求書には、国内代理人費用、外国特許庁費用、翻訳費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示）を分けて記載すること。また、国際事務局（WIPO）への送金の際の為替レート（1CHF=〇円等）も記載すること。

※出願国において、日本の中小企業も利用できる出願料等の減免制度がある場合は、積極的に活用すること。

2. 上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出

外国特許庁及び国際事務局（WIPO）が発行する出願受理通知や領収書等の書類については、最低限、外国出願が受理された日、外国特許庁等が付与した出願番号及び補助対象となる外国特許庁への支払費用の日本語訳を付し、また、現地代理人が発行する請求書についても、補助対象経費となる支払費用が分かるよう日本語訳を付して提出すること。

3. 申請者・補助事業者からの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応

4. その他、補助事業者が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により補助事業者宛ての実績報告に不備があった場合には、私の責任において同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

確認事項（□にチェック）

必ず内容をご確認のうえ、チェックを入れてください。

- ☑ 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第4条（1）に定める事項（本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- ☑ 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）第21条に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- ☑ 出願費用の他に、出願後の中間応答費用等が発生する可能性がある旨を申請者に対し明確に説明した。

様式第1-1の添付書類

	添 付 書 類 一 覧
法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し 2. 会社の事業概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し 2. 事業者の概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2年分の確定申告書の控え等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿（注2） 3. 組合員名簿 4. 直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの） 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他補助事業者が定める事項

商 工 会 ・ 商 工 会 議 所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2年間の決算関係書類の写し 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. その他補助事業者が定める事項
N P O 法 人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. その他補助事業者が定める事項

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「8. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注4）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-P l a t P a t（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、P C T国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

様式第1-1の別添

役員等名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
クレン ジツシ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トホク イロウ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カンサイ ジロウ	関西 次郎	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長
トッキョ ハコ	特許 花子	S	55	04	18	F	株式会社訓練	監査役

半角で入力
(スペースも半角)

全角で入力
(スペースも全角)

半角で入力
(数字は2桁半角で入力)

※登記簿と同様の役職名を記載ください。
※監査役も記載してください。

(注)

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。なお、役員等には監査役を含む。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

添付資料10. その他補助事業者が定める事項

平成30年〇月〇日

氏名 特許業務法人 〇〇特許事務所
〇〇 〇〇

印

本年度の年号をご記入ください

平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金
見積内訳説明書

代表者印
(会社実印)

平成30年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる見積書の内訳について、下記のとおりご説明いたします。

1. 企業名および案件

企業名	株式会社〇〇〇
発明の名称等	〇〇装置
基礎出願番号	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇 PCT/〇〇〇〇/〇〇〇〇〇〇
出願予定国	米国、中国、タイ

※添付する国内代理人（弁理士）発行の見積書には、以下の事項を記載ください。

- ①現地代理人支出予定先
- ②翻訳支出予定先（翻訳がある場合のみ）
- ③交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと（外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用）及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かがわかる記載。
- ④現地通貨と基軸通貨、基軸通貨と円のレート（見積書記載レート）
- ⑤消費税について、税込か税抜かの別。また、税込の場合は当該消費税額。

この例では、見積書記載レートと OANDA レートに著しい乖離がないため、見積書レートを適用した場合の書き方です。

2. 見積書適用レート

※以下の表は 1 出願国毎に記入し、出願国数に応じて

現地通貨と基軸通貨が同じ場合、基軸通貨と円のレートを記載ください。

国名	米国		
レート基準日 (※1)	平成 30 年 5 月 28 日		
	現地通貨 (現地庁への支払通貨)	基軸通貨 (現地代理人への支払通貨)	国内代理人への支払通貨
通貨	USD	USD	円
見積書 (※2) 記載レート	-		1USD = 107.24 円
OANDA レート (※3)	-		1USD = 106.20 円
適用レート (※4)	-		1USD = 107.24 円

全ての通貨が異なる場合、すべてのレートを記載ください。(※例えば、現地代理人から USD で請求がある場合でも現地庁への支払通貨が USD と異なる場合は、すべてのレートを記載ください。)

国名	中国		
レート基準日 (※1)	平成 30 年 5 月 28 日		
	現地通貨 (現地庁への支払通貨)	基軸通貨 (現地代理人への支払通貨)	国内代理人への支払通貨
通貨	CNY	USD	円
見積書 (※2) 記載レート	1USD = 6.25CNY	1USD = 107.24 円	
OANDA レート (※3)	1USD = 6.30CNY	1USD = 106.20 円	
適用レート (※4)	1USD = 6.25CNY	1USD = 107.24 円	

基軸通貨 (現地代理人への支払通貨) と国内代理人への支払通貨が同じ場合、現地通貨と基軸通貨のレートを記載ください。

国名	タイ		
レート基準日 (※1)	平成 30 年 5 月 28 日		
	現地通貨 (現地庁への支払通貨)	基軸通貨 (現地代理人への支払通貨)	国内代理人への支払通貨
通貨	THB	円	円
見積書 (※2) 記載レート	1THB = 3.30 円	-	
OANDA レート (※3)	1THB = 3.42 円	-	
適用レート (※4)	1THB = 3.30 円	-	

OANDA レートを添付してください

(※1) レート基準日とは、見積書作成日または見積書に記載されているレートの算定根拠となった日です。(見積書にレートの記載がない場合は、交付申請書提出日の前日がレート基準日となります。)

(※2) 申請書の提出日より 1 か月以上前に作成された見積書は無効です。

(※3) OANDA レート欄には、見積書作成日の OANDA レート (レート基準日と見積書作成日が異なる場合は、レート基準日の OANDA レート) を下記のサイトから確認し、記載して下さい。併せて、OANDA レートを印刷したものを本書類に添付して下さい。

OANDA Corporation 為替レート <http://www.oanda.com/lang/ja/currency/converter/>

(※4) 見積書記載レートと OANDA レートに著しい乖離がある場合は、金額が少額となる方のレートを適用して下さい。(※「著しい乖離」について、大阪府では±10%以上の乖離を目安としています。)